

各位

世田谷区高齢福祉部  
高齢福祉課長 三羽 忠嗣  
介護保険課長 杉中 寛之  
介護予防・地域支援課長 佐久間 聡

### 新型コロナウイルス感染症への対応に関する情報提供について

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせにつきましては、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」等において状況をお知らせしているところです。2月25日には、国が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を発表するなど、状況は変化しております。ホームページは国の通知や区などの動き等最新の情報に更新しておりますので、随時ご確認いただければと存じます。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

目次から探す⇒福祉・健康⇒高齢・介護⇒介護保険事業者向け情報⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/003/d00184375.html>

※新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険給付に関するQAの専用ホームページを開設しました。上記ホームページから確認ができます。

今般、国等より各種通知が発出されるなどしております。主として、下記のような内容が求められております。高齢者の安全を守るという意味でもご確認のうえ、適切に対応いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 従事者の対応（全てのサービス事業所・施設）

社会福祉施設等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。

（介護保険最新情報VOL.768、769）

#### 2. 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染拡大防止のための留意点について

介護保険最新情報VOL.768に感染拡大防止のための留意点（職員等への対応、面会の対応など）が国より示されていますので必ずご確認ください。

3. 社会福祉施設等（通所・短期入所等）における感染拡大防止のための留意点について
- (1) 介護保険最新情報VOL.769の別紙1に感染拡大防止のための留意事項（職員等について、利用者について等）が国より示されていますので必ずご確認ください。
  - (2) 利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等において、保健所等から社会福祉施設等に対しその全部又は一部休業を要請する旨が示されています。（介護保険最新情報VOL.764、765）
4. 社会福祉施設等（居宅を訪問して行うサービス等）における感染拡大防止のための留意点について
- 介護保険最新情報VOL.769の別紙2に感染拡大防止のための留意点（職員等への対応、利用者について、サービス提供に当たって等）が国より示されていますので必ずご確認ください。
5. 居宅介護支援事業所等の対応について
- 介護保険最新情報VOL.769の別紙1、別紙2には、居宅介護支援事業所等との連携が示されていますので必ずご確認ください。
6. 区主催のイベントについて
- 区主催のイベントについては、下記の判断基準にしておりますが、3月2日（月）から3月15日（日）までに開催する区主催のイベントの対応については、感染症予防をより徹底する観点から、次年度への延期ができないイベントについては、屋内屋外を問わず、中止とすることを基本としています。

（判断基準）

閉鎖された屋内（※1）に不特定多数の人が集合し（※2）、合唱や吹奏楽、向かい合って話し合う場面があるなど、飛沫の拡散が予測される場合

※1 閉鎖された屋内

- ・窓や換気扇もしくは換気口の設備がなく、換気がされない環境下のために、飛沫によるウイルスのまん延が想定される場合
- ・人と人の肩が触れ合うほど混みあった環境や、演者と客席の距離が近いなど、飛沫や接触による感染のリスクが高い場合

※2 不特定多数の人が集合するイベント

- ・そのイベントを目的として、日常的に顔を合わせる機会がない不特定多数の人が集まる状況

7. 老人福祉法に基づく高齢者施設等及び区の高齢者在宅サービス委託事業者の皆様へ
- 介護保険事業者の皆様に合わせて、ご対応いただけますようお願いいたします。疑問の点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

【老人福祉法高齢者施設等】 高齢福祉課事業担当 電話 5432-2412

【高齢者在宅サービス事業】 高齢福祉課事業担当 電話 5432-2407